

大阪商業大学学術情報リポジトリ

貸家(借家)の実相 ― 竈図と借家証文帳 ―

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2017-04-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小田, 忠, ODA, Tadashi メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/315

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



〔史料紹介〕

貸家（借家）の実相

— 竈図と借家証文帳 —

小 田 忠

序

1. 竈図（南米屋町）

(1) 井 戸

(2) 塵 芥

(3) 雪 隠

2. 借家証文帳

序

大阪商業大学商業史研究所は平成4年3月に目録事業を始め、平成11年3月に比較地域研究所として、8集9冊を刊行した。

今回の史料紹介（大阪商業大学商業史研究所資料目録第1集）は佐古慶三が収集した史料であるが、収集史料として珍しい竈図と借家証文帳から裏長屋の表情を伝えることができればよいと考えている。

大阪の町割は大道を除くと裏行20間（京間、曲六尺五寸の間）ほどある。裏行一杯に家作をしようと思えば相当大きな屋敷でなければ埋めることができない。普通の家であれば裏行10間もあれば十分である。

間口2間半なら25坪、建坪を40パーセントとして10坪、畳数は20畳になる。

床・押入・縁を取ったとしても六畳間が一つ、四畳半が二間は取れる。これが普通の家である。五・六間口が道路に沿って建築したら二軒分が建築できる。半間の路次を作り裏尻10間の空地に家作をすれば貸家（借家）として使用できる。

こうして路次と貸家（借家）が誕生していく。町と町の間中に下水敷があり、これを路次代わりに使用していた。これが有名な〈浮世小路〉（今橋南の小路東寄り西也）¹⁾と呼ばれている路次である。

他に〈うなぎ小路〉（本町橋西詰南うら浜西へ、八百や町筋まで）²⁾、〈赤穂屋小路〉（新町西口一すぢ北）³⁾ 〈狐小路〉（御堂筋一筋西、本町通南へ北久太郎町通り

1) 楠里散人『増補大坂町鑑全』、天保十三年壬寅春、柏原屋清右衛門

2) 注1)に同じ。

3) 注1)に同じ。

迄)⁴⁾ 〈柳小路〉(あみだ池西の門前より一筋北之丁)⁵⁾ 〈淀屋小路〉(淀屋ばし南詰一筋内)⁶⁾ があった。

路次に住んでいても路次住みということで嫌がるが小路とすれば借りる側も路次に住んでいない事になるから借家人は恐悦するし、貸す側は路次といわずに小路と洒落こめば家賃も高くとれる為、両者にとって都合がよいことになる。

これらの路次は裏長屋の借家人の出入口となっているため必要不可欠な道である。路次が存在することは借家が存在することでもあるし、大阪の町割が路次発生の一因であることに間違いはない。

貸家(借家)について西鶴はどのような視座でとらえていたのか、井原西鶴も「好色一代男」の文中で借家について描写している。

泪は雨のふる夜は、下駄・からかさまでも損料出して、思へばかりのうら店、三十日も定めなくあそこに隠れここに替へて、家請の機嫌を取り、⁷⁾

日本古典文学全集『井原西鶴集一』暉峻康隆・東明雅の訳では下記のとおり。

涙とともに雨の降る夜は、下駄・傘までも損料で借りて稼ぎに出る。思えば仮(借)の世とはいいながら、裏店住いさえ一月と続かず、あそこへ隠れここに移り、その度に家請の機嫌をとり⁸⁾、

別に麻生磯次訳で古典日本文学全集『井原西鶴集(上)』を見ると

情ないことには雨の降る晩は、下駄から傘まで損料を出して借りなければならぬ。思えば仮の浮世とはいいながら、借りた裏店も、毎日の家賃に追い立てられて三十日と続いたことがなく、あそこへ隠れ、ここへ移り、店請人の機嫌を取ったり、⁹⁾

暉峻康隆・東明雅の訳は物語の進行に伴う訳を施している。しかし麻生磯次は現実に女の運命を良く知っているからこそ〈毎日の家賃に追い立てられて〉と文脈にない木賃宿の情景を偲ばせる雰囲気を持った訳になっている。

同じく『西鶴置土産』では

「いづれこの家、二十四貫目には買ひ徳なり。この格子取ってすて、銭見世か、らふそくを出し、うらの長蔵を小借屋に直し、かど引きまはしておもてのぶんは七分蒔の算用にして、一ヶ月に百九〇目づつをさまれば、これぞよき隠居やしきと、¹⁰⁾

4) 注1)に同じ。

5) 注1)に同じ。

6) 注1)に同じ。

7) 麻生磯次・板坂元・堤精二校注『西鶴集上』、昭和40年5月30日、岩波書店

8) 暉峻康隆・東明雅校注『井原西鶴集一』、昭和49年7月10日、小学館

9) 麻生磯次訳『井原西鶴集上』、昭和34年11月5日 筑摩書房

10) 谷協理史・神保五彌・暉峻康隆校注『井原西鶴集三』、昭和47年4月30日、小学館

長蔵を小借家に造り直して一畳で銀七分の勘定になる。一ヶ月で銀190目になる。『井原西鶴集』西鶴置土産の頭注には

大阪の慣例で、家賃を定めるのに筵一枚(一畳)をいくらとした。七分筵は一畳分の家賃が月に銀七分の割合であるのをいう。一畳銀七分で百九十匁の家賃ならば、二百七十匁ほどの横に長い店を、いくつか区切って貸すわけである¹¹⁾。

ここは隠居の目論見で銀七分が一畳であれば月に銀190目の収入を得るとしたら、13.5坪(27畳)の小部屋を10造作すると一部屋分は月に銀18匁9分、10部屋で180匁9分になる。元禄時代の水準ならこんなものであろう。

中田薫の『徳川時代の文学に見えたる私法』によると

借家人は借屋賃(宿代、宿賃)を支払うを普通とす。この家賃は通常半季払もしくは月払なれども、時に日払なることもあり。「商人職人懐日記」巻五、其一 正徳三年「鉢坊主放下仕油屋のふせがい、門々めくる行人など、慥そふなるを家請手形に借主として、四畳半に三人四人相住居……朝出れば晩の戻りの請あはれぬ衆なれば家賃其日払ひと極め、一人まへに錢式文宛、路次口に家主床机して外へ出しなに請取」¹²⁾

〈家賃其日払〉〈鉢坊主・放下〉〈門々めくる行人〉〈四畳半に三人四人相住居〉〈朝出れば晩の戻りの請あはれぬ衆なれば〉〈路次口に家主〉、短かい文章の中にこれだけの要素が織り込まれ、どの情景を切り取っても木賃宿の風景がある。

宿泊人の顔を見ても芸人、下級宗教人、狭い部屋に3~4人押し込む様相、その日暮しの衆、また、朝仕事に出かけるときに家主が宿泊者に宿銭を集めている姿、路次口という表現そのものが表宅の裏尻りに家作を造り、裏家の通行者が路次口を通過して出はいをする。ここは建物の構造としてもくみとることができる。

日払の宿賃は「立身大福帳」から、次の一節で了解できる。

「宿賃の下直なる方を才覚して、聚楽町の裏かしやに三畳じきにて一ヶ月九分、然も毎日三厘づゝなしくづしの家賃にて雨露にぬれず」¹³⁾

月に銀9分の家賃支払いが困難であるところから日に3厘づつの支払いとなる。元禄16年といえば諸色高値になり、質素儉約令が出され金1両は銀92匁から93匁、元禄15年¹⁴⁾は慶長銀50目で元禄金1両、錢1貫文で銀8~9匁、銀1匁は錢125~111文、この換算で3厘といえば3.75文、4文に満たない錢が1日分の家賃で、随分安い家賃である。

「今借出生扇」には貸家(借家)と借主との闘いのドラマがある。

11) 注10) に同じ。

12) 中田薫『徳川時代の文学に見えたる私法』、1984年3月16日、岩波書店

13) 注12) に同じ。

14) 草間直方輯「三貨圖彙」『日本經濟叢書』、大正5年9月21日、日本經濟叢書刊行会
慶長銀五十目ヲ以テ、元禄金一兩ニ替ヘ、錢一貫文八九匁位ナリ、

「町へにかしや札の多く有るは、毎月への家賃を廿五六日時分よりせり立、一日でもおそなわると、苦ひ顔してはや宿替さする故ぞかし、其癖柱のゆがみも直さず、屋根が漏れ共かまわず、家賃計りしこだめる家主と……………」¹⁵⁾

月一回の支払日が遅れたから宿替させたり、日払ができないからといって追い立て宿替さすことにより、その為に町々に貸家札が多く眠につくような記述であるが、性質の悪い宿泊人に対して追い払う事があったかも知れないが月払い、日払いで1回、2回宿賃が支払えなくて遅滞したからといって追い出したり、宿替えを促すことはなかった。

1. 竈図（南米屋町）

竈図はある町の世帯を示す絵図で、表裏長屋・表裏借家の位置・井戸・雪隠・塵芥・路次、掛屋敷の所有者などが描かれている。

更に家守の名前や商売を記している竈図もあり、(宇和島町、寛政七年八月)¹⁶⁾ 長屋・借家の研究、庶民の生活研究には欠くことができない史料である。

架蔵されている竈図中で下記の2枚を紹介する。

南米屋町 文政4年11月(1821)

南米屋町 嘉永6年11月(1853)

(現在は大阪市中央区長堀橋筋一丁目、二丁目)

南米屋町の竈図が珍しいのは、同じ町内の竈図が文政4年、嘉永6年と32年の隔たりがあるが、比較する事は可能である。

文政4年11月の竈図は美濃紙2枚を貼合せ、横54.3センチ、縦40.7センチ、方位については明記のみで、竈図の作成には水帳絵図を模範にし、一筆ごとの所有区分の線を記入し、掛ヤシキについては所有者の名前を書いている。竈図の略書きは次のようになっている。

大阪南組南米屋町繪圖
東西裏行丁並各式十間宛有之
文政四己歲十一月改
丁中井戸廿九ヶ所

竈図には内井戸も含めて30ヶ所とあり、略書きには29ヶ所と墨書されているが、数え間違いではない。不要になった井戸は水が出なくなったか、飲料水として適さない井戸は最早、井戸ではないから実数に計上しないのは当然である。しかし、竈図上では水が出なくても井戸の様相をしていれば竈図上に井戸として書きこむ。

嘉永6年11月の竈図は横75.5センチ、縦51.7センチ、方位については文政絵図と同じだ

15) 注12) に同じ。

16) 『大阪商業大学商業史研究所資料目録第一集』、平成4年3月31日、大阪商業大学商業史研究所

が大きさは随分と違う。

竈図作成はやはり水帳絵図を模範しつつ、文政4年図を頭に入れながら実地調査に及んでいる。

一筆毎の所有区分、所有者、掛屋敷は勿論の事、路次の所有まで判明している。

略書きの内容は次の通り。

嘉永六癸丑年十一月改正
 南組南米屋町繪圖略書
 土蔵数廿壱ヶ所
 井戸数三十壱ヶ所
 家数合十八軒
 役数合廿役
 丁中合七拾七間半四尺六寸
 竈数合九拾九軒

嘉永6年の竈図は文政4年図に比較べて内容は豊富で、土蔵数は竈図、略書きも同じ、井戸数も31で同じだが一ヶ所だけ白い貼紙があるのは使用されなくなり、井戸としての機能を果たさなくなった為の処置である。

水帳の奥書、水帳絵図においても同様の記述で〈家数〉〈竈数〉〈役数〉が記されている。

ここでは家数18軒に対して竈数が98軒と断然多い。家数18軒といっても自己所有の家で商売もしているから家族・使用人の合計人数は多くなるが竈数世帯では独身者も含めて、使用人のいる家は少なく、しかし、職人の家もあることだから内弟子はいるかも知れない。だが竈数の世帯98軒より越える人数になるとはいえない。

南米屋町の文政4年、嘉永6年の人口を下記に掲載した¹⁷⁾。

文政4年	嘉永6年
家族合計 292人	家族合計 260人
雇人合計 96人	雇人合計 82人
町中合計 388人	町中合計 342人

上の数値の家族は水帳記載の一筆所有者の家族だけでなく借家に住む人達も含まれている。この人口値では借家と所有者の区分はできない。そこで史料として少し古いが衿町の『人数改帳』¹⁸⁾を使って、所有者と借家の対比を試みってみる。同書奥書を筆写すると

借屋店借地之分 男式百五拾六人
 人数合五百六人内 女式百拾七人

17) 大阪市南區長堀橋筋一丁目外九十一ヶ町區『南區志』、昭和3年12月30日、大阪市南區役所

18) 『人数改帳』元新井久兵衛所持、現在大阪商業大学商業史博物館

下人三拾人
下女三人

家役数合四拾九軒内壹軒ハ年寄屋敷無役内

壹軒ハ 他国持壹人家守町内ニ有三拾軒三分役ハ他町持九人家守内五人町内ニ有
五軒ハ 町内持壹人家守町内ニ在拾貳軒七分役ハ家主拾三人住宅内貳人女家持之
妻子六拾人内 男 貳拾四人
女 三拾六人

借家店借借地之者四百七拾三人内

男 貳百五拾六人
女 貳百拾七人

下人下女六拾三人内 男 五拾五人
女 八人

人数合六百拾六人内 男 三百五拾三人
女 貳百六拾三人

上の項目を整理すると家持世帯は20名と同居する妻子が60名いる。その他下男25名、下女5名、併せて110名の構成、反対に借家、店借、借地側は世帯人数473名と下男30名、下女3名、併せて506名の構成となっている。

町城の問題¹⁹⁾、大商人の問題²⁰⁾があるから早計に比較、結論をだすことを避けるが、一般的に見ても家持者と借家、店借、借地の比率は前者が14.5パーセント、後者が85.5パーセントで圧倒的に借りる側の人口が多い、これだけで云える事は明地に家作を建てて、うまく運用していることがわかる。

下男、下女の構成は30名対33名で、ほぼ半分であるが家持世帯の方があきらかに高い比率で雇用していることになる。

南米屋町においても所有者18軒に対して98軒の借家は14.5対85.5の数値から借家の人口が多いといえる。

南米屋町の史料では家族世帯と雇入しかでてこない為、借家、借地、店借の世帯数が不明であるから、比較は無理であるが町中の数がでていいるから、その点だけで云えるのは文政4年が380名、嘉永6年が342名となっている。「近世大阪人口統計の研究」²¹⁾では天保14年の指数を百とすると文政3年が113、安政5年が95になっている。人口の減少はこの史料指数に近く、人口統計の資料を欠く中で唯一の指針といえる。

裏借家といっても明確な像を浮かべることができない。簡単なイラストは眼につくが、実際は場所柄、間口、奥行きの問題があって複雑である。南米屋町の東南部分を文政4年

19) 町域の問題については水帳絵図が完全に揃はない限り、町域の問題は解決できない。大阪市中央区（旧南区における安政三年の水帳絵図が残存しているから旧南区のみ解決）

20) 大商人がいる町では雇用人数、家作の大きさが異なるから一般商人とは比較にならない。

21) 佐古慶三『近世大阪人口統計の研究』慶安4年より大正14年までの抜粋

図が図1、嘉永6年図が図2である。これを基に展開する。文政4年図の南米屋町の東南部分であるが町中持屋敷は貸家となり、河内屋庄兵衛は会所屋敷の貸家となり、間口三間と二間の一筆ごとになっているが大道に面し会所持ち、町中持ちの公共性を帯びている関係からか〈ろじ〉は共有となり井戸も便所も同様に共用している。また、会所が一番奥まった所に位置している。

同様の竈図で嘉永6年では井戸と便所は吉田屋松之助宅の東南に寄せられている。そしてこの地は大黒屋庄三郎支配の借家になっている。水道を狭んで文政4年図の北側は表口14間、2棟、ここでは12軒の裏借と一ヶ所の井戸、二ヶ所の便所があり、大和屋栄造の裏長屋5軒は前栽と明地を持っている。

嘉永6年では「ろじ」南側は若松屋伊兵衛支配の借家になり、北側は大和屋長右衛門の借家となっている。両図を比較すると、松林納家の東南の便所はそのまま使用され、大和屋六兵衛宅北側には便所が二ヶ所になり、井戸は元のまに一ヶ所、新たに塵芥場所を設けている。

ここでも北側・南側の借家が併用している。文政4年図では玉屋平三郎宅の背後に4軒の借家と便所・井戸・蔵がそれぞれ一ヶ所、路次を通して使用することが可能である。

嘉永6年図では鍵屋半兵衛借家になり、蔵を潰して借家7軒に建て替え、便所も取り壊し、元々あった井戸の付近に移し、井戸と便所が一緒になっている。衛生上は極めて悪く伝染病の原因になったが、当時としては使い勝手が良かった。

最後は東北の借家であるが、井戸は一ヶ所あるが便所が見当らない。小便なら町の辻にある小便桶で済ませるが糞の処理は近所の知りあいの家で用をたすか、それとも池田屋林兵衛宅かワタヤ伊兵衛掛屋敷で済ませたのであろうか、ふくちや喜介の西側にセツインがあり、ワタヤ伊兵衛掛屋敷との間に塀がなければ玉屋平三郎宅にて便所を使用することも可能である。

嘉永6年図の借家は6軒から7軒に増え、井戸も増設された。驚愕したのは灘屋吉兵衛宅に一ヶ所、大和屋弥兵衛宅に二ヶ所の便所が増加していることである。

図1の文政4年の裏借家数は27軒(内6軒は九之助橋筋大道に面しているから裏長屋とは言えないが、堺筋大道を基準にしている為)明家3軒、嘉永6年では借家数は27軒、明家5軒、この地区で三十数年間に同一人が住んでいないのも期間の長さが物語っている。

裏長屋だけでなく長屋住民にとって井戸・雪隠・塵介場は必要な場所で、日常生活の出

22) 山澤英雄校訂『誹風柳多留一』、昭和25年10月25日、岩波書店

井戸かへに出ルかござしハ銀ながし

井戸がへハ深さを横へ見せる也

同『同四』1983年4月1日、岩波書店

井戸の中からおもしろいどろぼ出る

岡田甫『川柳絵本柳樽』、昭和44年1月15日、芳賀書店

人を汲み出すと井戸替へ仕舞ひなり(一四・12)夏季には一ど、井戸の水をすっかり汲み出し、周囲や底のほうを清掃するのが当時の習慣で、長屋などでは、総出動で綱を引いたもの。

大阪市役所蔵版『大阪市史第五』、昭和54年4月30日、清文堂出版

一例年七月丁内會所井戸替人足賃貳百文、右は貳點共丁中役割、(年中勘定仕法立)

大坂は井水鹽氣を帯ぶ俗に是をかなけと云鐵氣也貯井水鐵鏽に似たる一物浮び飲食の用にならず故に必ず河水を汲運びて飲食の用となす 大坂の厨には必ず二瓶を並べ置く河井の水を別つ故也河井の瓶には蓋あり井水の瓶には無蓋也 瓶坂俗其形の大小を擇はずつぼと云 井水は諸物を洗ひ淨む等の雑用とするのみ河水は毎朝専ら僮僕に命じ汲之て飲食の用とす。(近世風俗志)

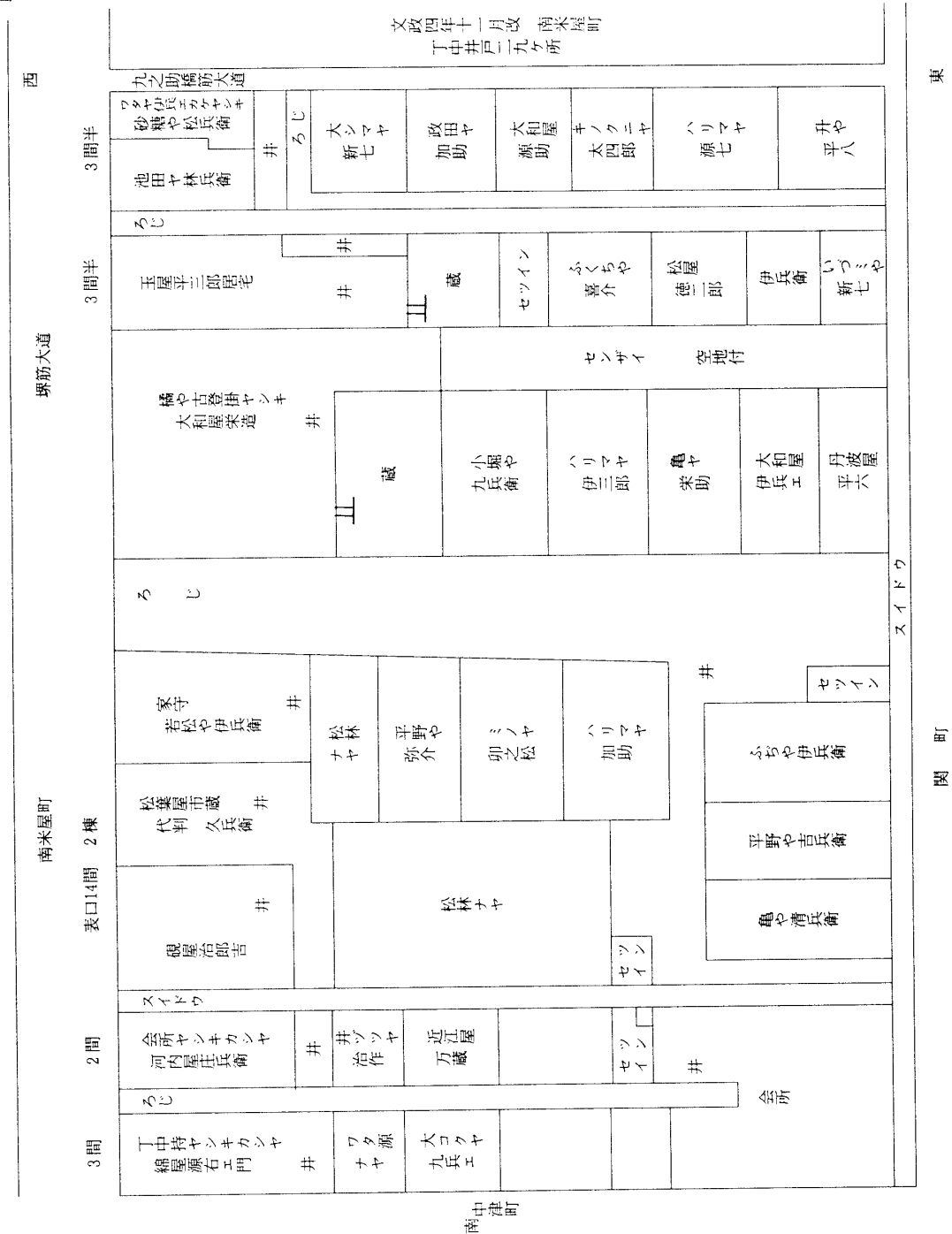
来事などは川柳・狂歌等に詠まれている。

長屋におけるというよりも町の三種の神器は井戸・雪隠・塵介場であるから、個々の実相を見るべきである。

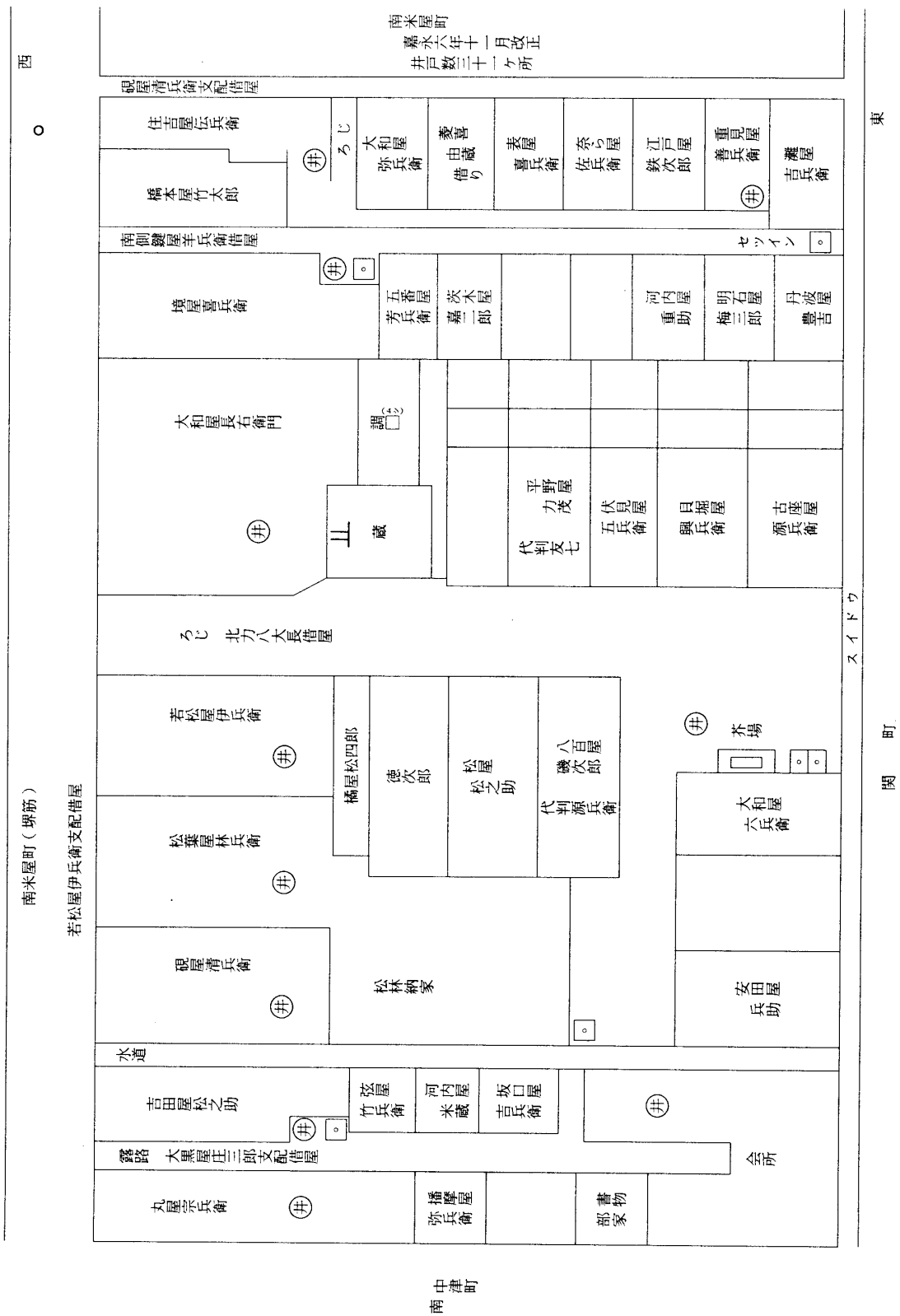
(1) 井戸

井戸替については井戸の上に櫓を組み、そこから下におりた井戸屋が釣瓶桶へ水を入れ、その他の連中が網を引っ張り、掛声は「引いたり引いたり」²⁾と云いながら井戸水を汲み

図1



2



出すが泥水が多く、長屋の雨水溝から溢れた泥水が流れてくる。井戸底にたまっている塵芥をとり、井戸の中を洗い、井戸屋を引っぱり上げると終了する。これは七月七日の行事で長屋の人間が総出で行なった。

井戸の重要性は生活をしている住民だけでなく幕府も古くより火事に備えて井戸水を消火用水の一つとして考えていた²³⁾ 為に井戸のある場所を明確にし、井戸の記標を「家の門口に張らせた。」

延享4年10月27日、達521にも「町ニ井戸有之所者目印井之字張可置、釣瓶用意可仕置事」として、明らかに水を吸み出す時に釣瓶が必要となるから有事の為に確認をしているのである²⁴⁾。

出火の節に庶民は井戸に諸道具を入込んだ。蔵を持たない者は井戸へ投げ入れ財産を守ろうとする。寛政4年6月12日、達1017、文化2年12月14日、達1257のいずれも「出火之節、井之中江諸道具打込間敷事」とある。同様の触は文政5年にも出され、井戸への入込の禁止を繰返し発令するが効果は薄かった。あろうことか井戸に入込み、蓋までする者もいて幕令の効果がなかった。井戸の印も一尺程の板に井之字を大きく記して釘で打ちなさい。このことは火事の場合、井戸の位置を知る方策でもあった。

いつの時代でも同じであるが井戸端に集まる娘、女房達の噂話は若旦那か、歌舞伎役者か、評判の事件の顛末、政治・経済の流行語、痴情の縛、長屋の噂話等でもちきりである。長屋にとって井戸は人の集まる場所であるが人を傷つけたり、さまざまな情報の発信源であるばかりでなく、財産の一部を保護したり、異性の出合もあれば洗濯、食材、食器の洗物等のように生活をする場所でもある。

一町に井戸は数多くあるが、不要な井戸は塵芥の投げ棄て場になる運命となり、やがて用途が変わってしまう。

(2) 塵 芥

江戸時代にゴミの収集があったわけでもないのにゴミの処分はどうしていたのだろうか。外国人が日本に来て町の様子を書き留めているが大むね、美しいと表現している²⁵⁾。

町に拾い屋、紙の回収屋がいて、落ちている紙、家庭から出される再生が可能な紙等を回収していく程度であるが回収の対象にならない木屑、石ころ、瓦の破片、塵芥等は河川に棄てられていた。

慶安2年4月2日補觸13には上記の事情を察しての觸が出されている。

一水道江塵芥捨候故、水つかへ候由申候間、さいへ浚可申候、猥ニ捨候者其町中江過錢を可申付候（後略）

23) 大阪市役所蔵版『大阪市史第三』、昭和54年1月30日、清文堂出版

觸1686

一町中家々ニ井戸有之分ハ、門口ニ井字ノ志るし致置可申候、出火等之節水汲をくため、先年中渡置候所、此節井ノ字ノ志るし張置候儀不相見へ候、先年中渡候通、家々門口ニ張佐可置候

24) 注23) に同じ。

25) 斎藤信訳『江戸参府紀行—ジーボルト』、昭和42年3月10日、平凡社

元文元年10月2日觸1618も以た内容の觸が出されている²⁶⁾。

一町々より塵芥を持出、川中は勿論川端へ捨候儀、堅仕間舗之事

元文と同じ觸は延享2年7月11日例觸12、寛延元年11月5日觸2053、似た内容は安永4年10月5日觸2917にも出されている。

どうして川へ投げ入れるようになったのか、長屋にゴミ箱がなかったのか。

『志ん生長屋ばなし』に「富久」という落語がある。その一節に次のようなしゃべりがある。

久「ウン、あの……八百屋があります。八百屋のこっちが乾物屋で……ええ、その裏アはいつて、ズーッと突き当たってネ、え、細い路地を突き当たって、便所と、掃溜の前なんで……」²⁷⁾

別に『古典落後小さん集』の「長屋の花見」においても

路地の突当りに井戸と掃溜と共同便所がある²⁸⁾。

路地の突きあたりに井戸・便所・掃溜等²⁹⁾が揃った云いまわしになっている。

「長屋の花見」も新作だと思えるのは〈共同便所〉の語意からであって、わざわざ共同を使わなくても往時の長屋住まいの人達は共同で使用していたから無用だと思うが、そこは時間の経過に伴って本来の語意に附随していた慣習が忘却したからである。

三種が揃っている方が珍らしく、大概ばらばらで、井戸と便所が揃っている場合もあるが、むしろ掃溜がない場合が多い。

上の落語の表記に従えば塵芥場は存在したが、塵芥場のゴミは誰が処分したのか、ゴミは焼却処分をしたのかそれとも埋め立て用に運搬したのか、觸を読むと町々に掃溜を拵入置とあるから³⁰⁾、そこに塵芥を入れても溢れ出し、泥水となって川へ流れ込んだり、大きな物は川中へ投げ入れた形跡がある。また塵芥場がない場合は水道・川へ直接掃き棄てた。

まさしく塵も積れば毎日〜川中へ塵芥を棄てると川底に塵芥等が堆積して船の運行に支障がでてしまうことになる。

26) 注23) に同じ。

27) 古今亭志ん生『志ん生長屋ばなし』、1998年11月20日、立風書房

28) 柳家小さん『古典落語小さん集』、1996年4月20日、筑摩書房

29) 前田勇編『江戸語の辞典』、昭和54年10月10日、講談社 掃溜をごみだめとしている。

大田区立郷土博物館編『トイレの考古学』、平成9年5月30日、東京美術

江戸の事例として、通一丁目三井家屋敷

「江戸の町屋では、このように“井戸”“ゴミ溜め”“厠”のセットが共有されています。」

守山町三井家屋敷

「左下と中央の上の方にそれぞれ3つの厠、ゴミ溜め、井戸があります。これが長屋の住人の共有ということになります。」

30) 大阪市役所蔵版『大阪市史第四上』、昭和54年2月28日、清文堂出版

一掃捨候塵芥之類ハ、其町々ニ掃溜ヲ拵入置、取散シ申間敷候所

ゴミの問題は長屋中までも含んだ大きな問題であった。天保10年8月5日達1943³¹⁾には「了ニ裏借屋婦人童ニ至迄相心得させ」とあるから幕府は川中の投棄に深い関心を持っていた。更に天保11年5月8日觸5366には

濱納屋建方作法之事

川中へ材木竹類積置、又者石屑・木屑・塵芥等を打捨（後略）³²⁾

上記の法令を見る限り、川に瓦や土・塵芥の類を棄てたり。また、浜側にある石屋の石屑が崩れそのまま川に落ちる。

そして一般家庭から出る割れたり、欠けたりした茶碗・湯呑などの雑器類が現在では考えにくいほど少量ずつ排出されていた。

ゴミの回収がある時代ではなく溢れたゴミは役に立たなくなった井戸や河川に投棄されるようになり、自然と河川はゴミが堆積し船上交通の邪魔になっていく。

天保10年の「達」には³³⁾長屋住人が多いこともあり、婦人童はゴミとの関係が深い。婦人は掃除、台所および家の用品を管理し不用品を棄て、童は遊びや無目的で石や瓦、茶碗の破片を面白がって川へ投げ入れることだと類推する。

(3) 雪 隠

当時の便所が汚なく不衛極まりない。且つ、悪臭が充満していたと予測する。

便所の汚なさの問題はあったが、さして問題にはならなかった。雪隠はこんなものだろうという意識が一般的であったからである。

しかし、幕府巡見において雪隠の汚さは明確になる。巡見時には汚ない雪隠を隠したり、掃除、修繕などをして巡見時の指摘を少なくしようとするからである。

宝暦2年5月松平右近將監、天明8年5月22日松平越中守、天明8年5月晦日松平越中守、嘉永3年10月28日松平和泉守、安政4年11月5日脇坂中務大輔などの巡見において町中作法之事として徹底されていくことになる^{34)~38)}。

31) 大阪市役所蔵版『大阪市史第四下』、昭和54年3月30日、清文堂出版

32) 注31)に同じ。

33) 注31)に同じ。

34) 大阪市役所蔵版『大阪市史第三』、昭和54年1月30日、清文堂出版
補達77 5月

一御道筋ニ有之路次、御通り之節ノさせ可申事。

一御道筋軒下并濱先ニ有之、雪隠葎ニ而かこひ可申事。

35) 注34)に同じ。補達255 5月22日

一御通之節御見渡ニ相成候雪隠は、見へ候分斗不目立様圍置可申事。

一御通り筋木戸際ニ有之候小便桶取除事、

36) 注34)に同じ。

達928 5月晦日

一町ニ濱側雪隠之儀、格別見苦分ハ取繕候筈ニ候得ハ、葎簀を以取繕候も〔相見候、却而目障ニ相成如何ニ候〕

37) 注31)に同じ。

補達771

一御通行之節、御見渡しニ相成候雪隠不淨等、見苦敷有之分ハ不目立様圍置、小便桶取除可申事、

38) 注31)に同じ。補達880 11月5日

一御通行之節、御見渡ニ相成候雪隠不淨等云々

先の巡見時の觸から江戸時代の雪隠は道筋の軒下、浜側の雪隠があり、雪隠のないところでは辻、門の脇、橋詰に小便担桶を置いていた³⁹⁾。〈道筋等の雪隠が汚なく、不浄で見苦しいので葎にて囲んだり、ありあわせの材料で取繕ったり、目立たぬように処理したり、あるいは小便担桶を取除きなさい。〉と指示を出している。

よほどひどかったと思われる。屋根の松皮は破れて崩れ落ち、壁土ははげ落ち、ひび割れ、大きな穴や小さな穴が開き、戸も閉まらず、一枚二枚の板がはずれ、外から見れば雪隠の状態が一目瞭然である。臭いにいたっては悪臭が付近に充満しており、見るに憚りない有様であったことが窺える。

露路内の雪隠も同様に気を付けて見廻ることになる⁴⁰⁾。

長屋内に便所があってもなくてもお構いなく、木戸なり橋詰に行けば小便の用を足す事ができる。それに他の長屋においても大便小便はできた筈である。長屋に入られて小便大便を止めさす理由がない。美しい雪隠などはあろう筈もなく、長屋の所有者にしても大小便は売却することのできる商品であるから拒否する事もない。恐らく一つの長屋は住民達が住む長屋で処理をしていた。

守貞漫稿雪隠の図⁴¹⁾

長屋と號テ、一字數戸ノ小民ノ借屋ニハ、毎戸ニ廁ヲ造ラズ、一二戸ヲ造テ、數戸ノ兼用トスル也、是ヲ京坂ニテハ總雪隠と云、(中略)京坂總雪インハ、皆勘略ブキ、周り及ビ二戸ナルハ、半ノ隔トモニ壁ヲ用ヒ、床アリテ、戸モ全クニ長シ

圖 京坂惣雪隠

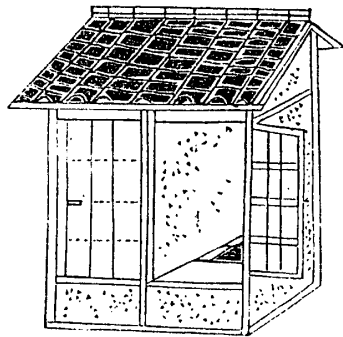
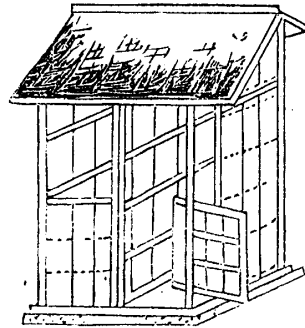


圖 江戸のうから



39) 注30) に同じ。

達1155 4月13日

一攝弼西成郡穢多村年寄共爲助成、町中往還・辻合・軒下・町境木戸際・濱々・橋臺等ニ、小便擔桶伏置候儀、享保十六年ノ御赦免被成、

40) 注31) に同じ。

天保8年補達587 6月10日

一町々濱納屋或ハ露路内ニ有之雪隠等、別而心を付、見廻り可被申候

41) 喜田川守貞『類聚近世風俗志』、昭和2年12月20日、榎本書房

2. 借家証文帳

竈図と関係の深い借家、「借家証文帳」⁴²⁾ は横43.3センチ、縦28.5センチと大きい、大きさには理由があり、元は袋綴になっていた。表紙にも同様の小穴があり、何らかの事情で綴ひもはなくなっていた。文政13年から天保14年まで21通ある。炭屋清蔵宛のものであるが、借家借受を申しこんだ2人を紹介しながら借家証文の世界に入ってゆくことにする。

一 札

一我等親類中嶋屋吉兵衛義其元殿借屋かり受候ニ付諸事我等請人ニ相立申所実正也右
吉兵衛宗旨代々浄土宗西慶寺旦那ニ而別紙寺請状取進シ候事
一御公儀様^ノ被為 仰出候御法度急度相守せ御丁法并ニ家主^ノ被定置候儀等違肖致させ間敷候家賃銀ハ毎月晦日無遅滞差入させ万一滞候ハ、銀高何程ニ而も本人ニ不抱我等^ノ無異儀皆済可仕候勿論家人用之節者何時成共家内人別諸色とも我等方へ引取早速明渡可申候其砌家附之品別紙点数之通相改紛失之品有之候ハ、其品我等^ノ相弁点数無相違取揃可差戻候且又右吉兵衛儀掛り合之筋有之入用銀其元殿より御取替相成候ハ、是又何程ニ而も我等^ノ相償ひ御損難掛ケ申間敷候其外如何様之儀出来候とも万事本人ニ不抱我等方へ引受少しも御難儀掛ケ申間鋪候為後日諸事受負一札仍如件

受人 八幡屋幸助
文政十三年 かり主 中嶋屋吉兵衛
寅閏三月
炭屋清蔵 殿

文政十三年寅閏三月 炭屋清蔵
かり主 中嶋屋吉兵衛
受人 八幡屋幸助 一二点
表入口之戸 はり元一間半こし板
一間半上りかまちけ込地ふくとも
一間半あけ板不残 一間半敷かも居二口、えん廻り手すり共不残 留戸三枚戸袋とも
一間半おし入敷かも居共
二替敷四坪七分五厘 床三坪七分五厘 表之間戸敷かも居共 よせふち不残

上記の史料、借家借受の一札を整理すれば下記になる。

- ①宗旨、旦那寺の確認、別に寺請状の必要
- ②御公儀様御法度の遵守
- ③町法併に家主より生活習慣の遵守
- ④家賃銀は毎月晦日に支払う

42) 注16) に同じ。

- ⑤家明渡しの場合はいつでも明渡す
- ⑥家附之品が紛失すれば弁償
- ⑦借主、吉兵衛儀で立替、貸付などが生じた場合は勿論、相償う事

7項目中に家附之品とあるが、現在では家の附属物としても当然なければいけないと思ひ込む節があるかも知れない。しかし、江戸時代はこれが普通であった。もし、家附きの品を紛失したり、壊し、汚せば家を借りた者の責任として弁償しなければならなかった。

貸座敷かり受一札

一我等親類其丁内淡路屋清七義病氣保養中其元借屋之内ニ有之候貸座敷壺軒并ニ附物共借り受申所実正也座敷賃之義者壺ヶ月ニ銀式十七匁五分宛毎月晦日無遅滞相渡可申候其外丁内諸掛り物等外借屋同様差出し可申候右座敷ニ罷在候人数夫々居町人別我等^ル相糺宗旨万端紛敷者老人も無御座候事
 一御公儀様より被為 仰出候御法度急度相守火之元別而入念可申候万一右座敷ニおいて如何様之義出来候とも我方へ可引受就夫入用等相掛り候ハ、何程ニ而も相弁其元殿へ御難儀かけ申間敷且又座敷賃相滞候ハ、本人ニ不抱滞り銀高不残我等^ル相償ひ可申候座敷御入用之節者何時ニ而も我等方へ引取早速御渡し尤附物点数之通取揃不足之品有之ハ此方^ル相弁差戻可申候為後日一札仍而如件

天保三年 受人 はりま屋三郎右衛門
 辰正月 かり主 淡路屋清七
 炭屋清蔵 殿

天保三年辰正月 炭屋清蔵
 かり主 淡路屋清七
 受人 はりま屋三郎右衛門 十一一点
 表入口之戸 一間半かうし不残
 かうし内戸三枚敷かも居とも
 店中之間二間之上りかまちけ込地ふく共
 一間半敷かも居三口 一間半住居かべ
 二替しき九坪半 ゆか八坪二歩五厘
 留戸三枚戸袋共 一間半一すみそ敷かも居 裏口之戸

「貸座敷かり受一札」は借屋証文帳に一通だけあった。通常は貸家(借家)であるが貸座敷とは耳慣れない言葉で二つの意味がある。一つは淫売目的で部屋を貸す事。他は貸間としての意味、炭屋清蔵が保有している貸家(借家)の内に貸間専用の家がある。「其元借屋之内ニ有之候貸座敷壺軒并ニ附物共借り受」とあるから、貸間であっても附物は附属物として切り離す事ができない故、一緒に借りる事になる。借用するにあたり、一人で借りるのではなく「右座敷ニ罷在候人数夫々居町人別我等^ル相糺宗旨万端紛敷者老人も無」、これは病氣保養の淡路屋清七以外に身の回りの世話人、あるいは看病をする人、付人が不

明であるが、これらに類する人もいる事を暗にほのめかしている。

座敷賃は月に銀27匁5分は家の美築、広さ、内装によるが、ただ貸間となると高いような気がする。〈町内諸掛り〉についても借家同様につきあう事になっている。

寛政3年10月10日夜に伏見屋四郎兵衛町より出火し類焼した。(読売の〔伏見屋四郎兵衛町出火之圖〕を見れば嶋之内、北堀江などが類焼している。)⁴³⁾ 大火により居住場所がなくなり道頓堀・長町・高津新地あたりで暫くの間、貸家・貸座敷などを借りうける者が多い所、難渋者に眼をつけて諸色高直になり、特に家賃の引上げについては不届な印象を持ち、風聞としているが、もし、これが事実で類焼により難渋・難儀をしている者達に対して利欲に迷い、高値の家賃をとるものがあれば町々の貸家・貸座敷所持の者はこの令を承知して年寄・月行司等に申合せ相糺、上のような人がいれば土佐守御役所まで申し出よとある。

明和8年の觸に「抜参宮の流行」⁴⁴⁾ とある。

明和8年といえは春頃から伊勢御蔭参りが盛んになり、抜参宮と唱られ、老若男女に限らず借家をあけて無断で出、あるいは年老いた人、幼少の者を残したままと聴いているが信心の為に参詣することであって、差留める筋合いでもない。町の人口が少なくなり、その為に「火之元」が不用心になる。

参詣者は主人あるいは家主へ相断わって伊勢参宮をすればよい。無断で参宮する者は欠落と見なしている。

43) 注30) に同じ。

44) 注34) に同じ。